

平成27年度 第10回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成28年1月21日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成27年度 第10回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成28年1月21日（木）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己
5番 尾家富千代 6番 柳葵 8番 上田静可 9番 中林敬
10番 梶谷廣美

以上9名出席
- 欠席委員 7番 久保良作

以上1名欠席
- 事務局員 事務局長 倉本文和
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹
- 関係者
- 議事事項 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について
- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。定刻の時刻となりましたので、ただいまより平成27年度第10回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会でございますが、本日、出席委員9名、欠席委員1名、欠席委員7番、久保委員でございます。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

おはようございます。

本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。

平成28年の第1回目ということで、新年の御挨拶をさせていただきたいと思っております。第1回目に道の悪いといいますが、初めての積雪の中来ていただきまして、ありがとうございます。

来年度、また農業振興に向けての事業等を考えましたら、たくさんいろいろ、ことし一年お世話をかけると思いますが、何とぞ御協力いただくようによろしくお願いします。

さて、きょう本日、また議案2件上程させていただいておりますので慎重審議を賜りますようお願いいたします。本日はどうも御苦労さまでございます。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、8番、上田委員、9番、中林委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当会の会長となっておりますので、柳会長、よろしくお願いいたします。

議長

改めまして、明けましておめでとうでございます。本年もまたよろしくお願いいたします。

きょうは、雨というか雪で大変な状況の中、出席いただきましてありがとうございます。本日は、これからまた順次審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明よろしくようお願いいたします。

事務局（垣内宏樹）

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について。別添の農地

につき、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。平成28年1月21日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の申請は1件でございます。農地の所在は西富貴字・・・・、ほか1筆で、場所については次のページの図面をごらんください。

登記簿は田、現況地目も田でございます。農振区分につきましては、農振農用地内で、面積は2筆合計で1,113平方メートルです。権利設定は売買による所有権移転となっております。

譲渡人の住所氏名は、橋本市・・・・、……。譲受人の住所氏名は、橋本市城山・・・・、……氏。

現地調査につきましては、1月7日に事務局と井阪晴美委員とで実施いたしました。井阪委員より後ほど報告がございます。

今回の・・・さんは、別紙の調査書のとおりとなっておりますが、済みません、次の調査書のほうで、譲渡人のほうが・・・となっておりますが、・・と書きかえてください。よろしくお願いします。

1号の全部効率化要件につきましては、同人が効率的に耕作するため該当いたしません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用ありません。4号の農作業常時要件については、本人が年間80日農作業に従事すると見込まれ、常時するとされている日数以下ではございますが、当該農作業を行う必要がある限り農地の権利を取得しようとする者、また、その世帯員等が当該農作業に従事していれば農作業に常時従事すると認められるため該当せず、5号の下限面積につきましては、高野町は全域で10アールの設定で、今回の取得面積あわせて11.13アールのため該当しません。また、6号につきましては、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件につきましては、権利取得後に大豆の栽培の作付けを行い、従前のとおり利用するため該当しません。

以上のとおり、書類審査及び現地調査をしたところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。

担当委員の農業委員さんより説明をお願いいたします。はい、ありがとうございました。

井阪委員

1番、井阪です。

本案件について、平成28年1月7日に事務局の垣内主事とともに現地調査を行いました。

申請人は、新たに当該農地に大豆の作付けを行い新規就農するため、同

申請地の権利を取得するものです。事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の各号に該当しないことを確認したので許可相当と意見答申します。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局並びに担当委員のほうから説明がありましたが、何か御意見、御質問ありましたら、お願いします。

ありませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり。)

議長

それでは、御意見がないようですので、議案第14号について、可決してよろしいですか。

各委員

(「はい」の声あり。)

議長

それでは、可決いたします。

続きまして、議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局より説明よろしくお願いいたします。

事務局(垣内宏樹)

議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見について。このことについて別添の農地の方々より利用設定したい旨があり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本会の意見を求める。平成28年1月21日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページからごらんください。

今回の申請は2件でございます。

まず、番号27-11。農地の所在、西富貴字・・・・、ほか3筆で、場所については次の地図をごらんください。

登記簿は田。現況地目も田。農振区分につきましては、農振農用地内でございます。面積は4筆で1,853平方メートル、権利設定は賃借権。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、和歌山県・・・・番地、・・・・、・・・・。

利用権の設定をする者の住所氏名、和歌山県橋本市・・・・、・・・・氏。

利用目的は果樹、ブドウ栽培でございます。期間は15カ年、賃料は年間1万円、10アール当たり年間1万円でございます。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を満たす必要がございます。

同法の許可基準でございますが、計画の内容が高野町農業経営基盤強化

の促進に関する基本構想に適合すること。耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められること。耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが許可要件となっております。

今回の申請者である法人は、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が業務執行役員3名で630日、雇用労働者1,440日となっております。また、法人を確認する添付書類等も完備されていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えておりますので御審議願います。

また、続きまして番号27-12でございますが、農地の所在、西富貴字・・・・で、場所については下の地図をごらんください。

登記簿は畑、現況地目も畑で、農振区分につきましては、農振農用地内となっております。面積は386平方メートルです。権利設定は貸借権で、利用権の設定を受ける者の住所氏名は、和歌山県・・・・・・、・・・・・・氏で、利用権の設定をする者の住所氏名は、和歌山県伊都高野町大字西富貴・・・・・・氏です。

利用目的は果樹、ブドウ栽培で、期間は15カ年、賃料は10アール当たり年間1万円となっております。

本議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を全て満たす必要があります。同法の許可基準は先ほど申したとおりとなっております。

今回の申請者である法人は、高野町の基本計画に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が業務執行役員3名で630日、雇用労働者1,440日となっております。

また、法人を確認する添付書類等も完備されていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えておりますので、あわせて御審議願います。

以上です。

議長

ないようですので、15号議案について可決します。

以上の議案で大体、審議議案は全て終わりました。

ほかに何か御意見を、その他で、もしございましたらお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

また、この農業会議から毎年、年頭の挨拶としてありますので、またごらんになっていただいたらと思います。

それと、農地利用意向調査というのを今、事務局から当該対象者に向けて発送しておるところでございます。大多数は不在時の知り合いは高野町内で住まれてない方が多数おります。まだ町内にも住んでいる方で調査の対象となっている方がおりますので、もしそういうことをその人に、そういう所有者の方々から聞かれたときに、今提出する必要がある旨と、相続されてない土地等がありましたら相続手続等をするように促していただきますようお願いいたします。

また、農地でない状態でもう二十数年もたっているような土地はその対象リストには多分入ってないと思います。入っている場合があった場合は、非農地の手続をとるなりということも含めて、御指導いただけたらと思います。また、その件で相談を受けられた場合があったら、また事務局にお申し出いただいたら、ちょっとその対処法なりを考えたいと思いますので。

また、農業委員会の改選が2年後にあります。そのときに、その認定農業者が過半数を占めるという規定がありますが、農地台帳の整理をしていないとだめなので、200ヘクタール未満の農業委員会については、その義務を課せられないということもありますので、今回のこういう調査をして、既に農地でないようなところについては整理をしていって、正しい農地の面積に基づいて新しい委員制度に移りたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

何か御意見か質問があったらお願いしたいんですけど、ないですか。いいですか。

各委員

(「なし」の声あり)

議長

それでは、この農業委員会定例会を終わりたいと思いますので、ありがとうございました。

*****午前10時25分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成28年1月29日

会 長

署名委員 8番

署名委員 9番

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。